
QA29 「居住制限区域」とは何ですか

年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域です。区域の運用については、次のように定められています。

- ・基本的に計画的避難区域と同様の運用を行う。
- ・住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、通過交通、公益目的の立入り（インフラ復旧、防災目的）などを認める。

出典：経済産業省ウェブサイト「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」新たな避難指示区域に係る活動上の留意点について、より作成

更新日：2014 年 2 月 2 日